

**平成 31 年度医療勤務環境改善支援センター事業委託業務
公募型プロポーザル説明書**

1 趣旨

医療従事者の離職防止及び定着促進を図るため、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対し総合的な支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置・運営するにあたり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務概要

(1) 名称

平成 31 年度医療勤務環境改善支援センター事業委託業務

(2) 業務の内容

「医療勤務環境改善支援センター」の設置及び運営

(3) 委託料上限額

税抜金額 2, 276, 702 円

※ただし、契約については、契約時点の消費税率を適用し、税率変更に応じて、変更契約を締結するものとします。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

(4) 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

ただし、本事業の実施については、平成 31 年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により契約を行わない場合があります。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は

申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から県内医療機関を対象とした相談、研修等をに関する業務実績があること。

4 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

- (1) 参加申込書（様式1）の提出 正1部
- (2) 企画提案書の提出 各正1部 副5部

ア 企画提案書

○表紙（様式2）

○提案内容（様式は任意とするが、以下の内容を含むこと。）

- ・実施体制 人員（総括責任者を含む。）や場所、開設日時を記載すること。委嘱する医業経営アドバイザー及び医療労務アドバイザーの名簿を付すこと。なお、医業経営アドバイザーの医療労務アドバイザーとの円滑な連携が可能となることが分かるよう、医療労務アドバイザーの専門分野及び支援実績を記載すること。

- ・事業計画 事業目的を記載の上、仕様書に基づく個別支援業務や情報収集などの手段や対応例を具体的に記載すること。また、医療勤務環境改善に資する研修会の計画や広報・周知の計画を記載すること。

イ 見積書（様式任意）

ウ 事業者の概要がわかる資料（様式3）

エ 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から県内医療機関を対象とした相談、研修等に関する業務実績が分かる資料（様式任意）

5 参加申込書の提出

（1）提出期限

平成31年3月8日（金）の午後4時まで

（2）提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成31年3月8日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

（3）提出書類

4（1）で示す書類

6 質問及び回答

（1）質問受付期限

平成31年3月11日（月）の午後4時まで

（2）質問方法

別紙質問票（様式4）に質問内容を記入し、事前に電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）。

連絡先・提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

（3）回答方法

各事業者からの質問については、参加申込書の提出があった全事業者あて、平成31年3月13日（水）午後4時までにファクシミリで回答します。

7 企画提案書の提出

（1）提出期限

平成31年3月15日（金）の午後4時まで

（2）提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成31年3月15日（金）午後

4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4 (2) で示す書類

8 企画提案書の審査

(1) 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、「医療勤務環境改善支援センター事業委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が書面審査のうえ採点を行い、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を最優秀提案者として選定します。

ただし、各委員の評価点数の合計が総点数の6割に満たない場合は選定対象としません。また、提案者が1者の場合でも、各委員の評価点数の合計が総点数の6割以上であるか評価し、選定します。

なお、委員会が必要と認めるときは別途通知のうえ、ヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 評価基準

委員会の審査は、次の評価基準により行います。

- ①事業実績（25点） 委託業務に必要な専門知識やノウハウ、実績を有しているか。
- ②実施主体（10点） 委託業務を適切、公正かつ中立に実施できる者であるか。
- ③実施体制（人員）（15点） 委託業務を確実に実施できる人員が確保されているか。
- ④実施体制（場所）（15点） 委託業務を確実に実施できる場所が確保されているか。
- ⑤事業計画（25点） 事業目的に沿った効果的な提案内容となっているか。
- ⑥経費見積（10点） 提案内容に対し適切な経費が見積もられているか。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知します。

併せて、審査の結果をホームページ上で公表します（最優秀提案者以外の応募者名は表示しません。）。

9 委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書に記載された所要経費の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することになります。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続を行うこととします。

10 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 一旦提出された書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めません。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とします。
- (6) 提出書類の提出期限を過ぎたとき、参加資格に該当しない者が応募したとき、提出書類に虚偽の記載をしたとき、その他本プロポーザルに関する条件に違反したときは、失格とします。
- (7) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の資格を失うものとします。
- (8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届けてください。
- (9) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- (10) 別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守するものとします。
- (11) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

13 問い合わせ先

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室看護師対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階

TEL : 0742-27-8655 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

FAX : 0742-27-7811

e-mail : ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。